



別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

- (1) 利用定員が30人以下の場合 1,081単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 1,000単位
- (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 925単位
- (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 855単位
- (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 826単位
- (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 800単位
- (7) 利用定員が81人以上の場合 774単位

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が20人以下の場合 1,377単位
- (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,185単位
- (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 1,070単位
- (4) 利用定員が41人以上の場合 970単位

ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が15人以下の場合 1,325単位
- (2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 1,035単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 919単位

ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合

- (ア) 利用定員が10人以下の場合 827単位
- (イ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 557単位
- (ロ) 利用定員が21人以上の場合 433単位
- (2) (1)以外の場合

- (イ) 利用定員が10人以下の場合 703単位
- (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 465単位
- (ハ) 利用定員が21人以上の場合 360単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,088単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,748単位

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

- (1) 利用定員が30人以下の場合 976単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 917単位
- (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 858単位
- (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 800単位
- (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 779単位
- (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 759単位
- (7) 利用定員が81人以上の場合 737単位

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が20人以下の場合 1,220単位
- (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,073単位
- (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 987単位
- (4) 利用定員が41人以上の場合 900単位

ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が15人以下の場合 1,152単位
- (2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 874単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 798単位

ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(新設)

- (1) 利用定員が10人以下の場合 620単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 453単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 364単位
- (新設)

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 1,608単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,347単位

- (3) 利用定員が7人の場合 1,160単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,020単位
- (5) 利用定員が9人の場合 911単位
- (6) 利用定員が10人の場合 824単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 699単位

△ 基準該当児童発達支援給付費  
 上 基準該当児童発達支援給付費(1)  
 (新設)  
 (新設)

注1 (略)  
 2 二又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当児童発達支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)において、基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 (略)  
 (新設)

(新設)

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) (略)
- (2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)

- (3) 利用定員が7人の場合 1,503単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,320単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,178単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,064単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 833単位

△ 共生型児童発達支援給付費  
 上 基準該当児童発達支援給付費(1)  
 (略)  
 (略)

注1 (略)  
 2 二又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 (略)  
 2の3 へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援(指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当児童発達支援(同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

- (1) (略)
- (2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条(指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。)の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  
 (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70  
 (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50  
 (3) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

4 営業時間 (指定児童発達支援事業所 (指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所 (指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所 (以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。)を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。))の場合には指定通所基準第37条 (指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。))に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。))が、別に厚生労働大臣が定める基準に乘じて得た額を算定する。

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項 (指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。))に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 削除

4 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定する。

5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき277単位を所定単位数から減算する。

6 児童発達支援管理責任者 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号) 第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。))を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所 (指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。))において指定児童発達支援を行った場合は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児 (聴覚児又は重症心身障害児を除く。))を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)

(1) 利用定員が30人以下の場合	68単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	41単位
(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
(7) 利用定員が81人以上の場合	22単位

ロ 主として聴覚児を通わせる児童発達支援センターにおいて聴覚児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が20人以下の場合	102単位
(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	68単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	41単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が20人以下の場合	102単位
(2) 利用定員が21人以上の場合	68単位

7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある事業実施区域に属する事業実施区域に属する指定児童発達支援事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び6の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注9において「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注9において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（この(1)又は(2)を算定する場合同様に、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限り。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

- (1) 理学療法士等を配置する場合
  - ㊲ 利用定員が30人以下の場合 70単位
  - ㊳ 利用定員が31人以上40人以下の場合 60単位
  - ㊴ 利用定員が41人以上50人以下の場合 46単位
  - ㊵ 利用定員が51人以上60人以下の場合 38単位
  - ㊶ 利用定員が61人以上70人以下の場合 32単位
  - ㊷ 利用定員が71人以上80人以下の場合 28単位
  - ㊸ 利用定員が81人以上の場合 25単位

二 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は就学支援当児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

- (1) 利用定員が10人以下の場合 205単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 68単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が5人の場合 410単位
- (2) 利用定員が6人の場合 342単位
- (3) 利用定員が7人の場合 293単位
- (4) 利用定員が8人の場合 256単位
- (5) 利用定員が9人の場合 228単位
- (6) 利用定員が10人の場合 205単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 102単位

7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある事業実施区域に属する事業実施区域に属する指定児童発達支援事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注8において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合には、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限り。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

- ② 児童指導員等を配置する場合
  - (一) 利用定員が30人以下の場合 52単位
  - (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 44単位
  - (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 34単位
  - (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 28単位
  - (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 24単位
  - (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 21単位
  - (七) 利用定員が81人以上の場合 18単位
- ③ その他の従業者を配置する場合 (新設)
  - (一) 利用定員が30人以下の場合 30単位
  - (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位
  - (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 20単位
  - (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 17単位
  - (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 14単位
  - (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 12単位
  - (七) 利用定員が81人以上の場合 11単位

(新設)

- ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合 (新設)
  - (1) 理学療法士等を配置する場合
    - (一) 利用定員が20人以下の場合 105単位
    - (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 84単位
    - (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 60単位
    - (四) 利用定員が41人以上の場合 46単位
  - (2) 児童指導員等を配置する場合
    - (一) 利用定員が20人以下の場合 77単位
    - (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 62単位
    - (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 44単位
    - (四) 利用定員が41人以上の場合 34単位
  - (3) その他の従業者を配置する場合
    - (一) 利用定員が20人以下の場合 45単位
    - (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 36単位
    - (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位
    - (四) 利用定員が41人以上の場合 10単位

(新設)

- ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (1) 理学療法士等を配置する場合
    - (一) 利用定員が20人以下の場合 105単位
    - (二) 利用定員が21人以上の場合 84単位
  - (2) 児童指導員等を配置する場合
    - (一) 利用定員が20人以下の場合 77単位
    - (二) 利用定員が21人以上の場合 62単位

- (3) その他の従業者を配置する場合
  - (イ) 利用定員が20人以下の場合 45単位
  - (ロ) 利用定員が21人以上の場合 36単位
- 二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ホに該当する場合は除く。)
  - (1) 理学療法士等を配置する場合
    - (イ) 利用定員が10人以下の場合 209単位
    - (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
    - (ハ) 利用定員が21人以上の場合 84単位
  - (2) 児童指導員等を配置する場合
    - (イ) 利用定員が10人以下の場合 155単位
    - (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
    - (ハ) 利用定員が21人以上の場合 62単位
  - (3) その他の従業者を配置する場合
    - (イ) 利用定員が10人以下の場合 91単位
    - (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
    - (ハ) 利用定員が21人以上の場合 36単位
- ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (1) 理学療法士等を配置する場合
    - (イ) 利用定員が5人の場合 418単位
    - (ロ) 利用定員が6人の場合 348単位
    - (ハ) 利用定員が7人の場合 299単位
    - (ニ) 利用定員が8人の場合 261単位
    - (ホ) 利用定員が9人の場合 232単位
    - (ヘ) 利用定員が10人の場合 209単位
    - (ト) 利用定員が11人以上の場合 139単位
  - (2) 児童指導員等を配置する場合
    - (イ) 利用定員が5人の場合 309単位
    - (ロ) 利用定員が6人の場合 258単位
    - (ハ) 利用定員が7人の場合 221単位
    - (ニ) 利用定員が8人の場合 193単位
    - (ホ) 利用定員が9人の場合 172単位
    - (ヘ) 利用定員が10人の場合 155単位
    - (ト) 利用定員が11人以上の場合 103単位
  - (3) その他の従業者を配置する場合
    - (イ) 利用定員が5人の場合 182単位
    - (ロ) 利用定員が6人の場合 152単位
    - (ハ) 利用定員が7人の場合 130単位
    - (ニ) 利用定員が8人の場合 114単位
    - (ホ) 利用定員が9人の場合 101単位
    - (ヘ) 利用定員が10人の場合 91単位
    - (ト) 利用定員が11人以上の場合 61単位

(新設)

(新設)

- イ 児童指導員等を配置する場合
  - (1) 利用定員が10人以下の場合 195単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 78単位
- ロ 指導員を配置する場合
  - (1) 利用定員が10人以下の場合 183単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 73単位

(新設)

9. 1の二の1)を算定する指定児童発達支援事業所であって、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業員及び注8の加算の算定に必要なとなる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業員の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（イ又はロを算定する場合にあつては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2人以上配置している場合に限り。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の2)を算定している場合は、加算しない。

- イ 理学療法士等を配置する場合
- (1) 利用定員が10人以下の場合 209単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 84単位
- ロ 児童指導員等を配置する場合
- (1) 利用定員が10人以下の場合 155単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 62単位
- ハ その他の従業員を配置する場合
- (1) 利用定員が10人以下の場合 91単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 36単位

(新設)

10. 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 看護職員加配加算(1)
- (1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (2)又は(3)に該当する場合を除く。)
    - (イ) 利用定員が30人以下の場合 67単位
    - (ロ) 利用定員が31人以上40人以下の場合 57単位
    - (ハ) 利用定員が41人以上50人以下の場合 44単位
    - (ニ) 利用定員が51人以上60人以下の場合 36単位
    - (ホ) 利用定員が61人以上70人以下の場合 31単位
    - (ヘ) 利用定員が71人以上80人以下の場合 27単位
    - (ト) 利用定員が81人以上の場合 24単位
  - (2) 主として聴覚児を通わせる児童発達支援センターにおいて聴覚児に対し指定児童発達支援を行った場合
    - (イ) 利用定員が20人以下の場合 100単位
    - (ロ) 利用定員が21人以上30人以下の場合 80単位
    - (ハ) 利用定員が31人以上40人以下の場合 57単位
    - (ニ) 利用定員が41人以上の場合 44単位



(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (イ) 利用定員が20人以下の場合 100単位
- (ロ) 利用定員が21人以上の場合 80単位

(4) 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (5)に該当する場合を除く。

- (イ) 利用定員が10人以下の場合 200単位
- (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 133単位
- (ハ) 利用定員が21人以上の場合 80単位

(5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (イ) 利用定員が5人の場合 400単位
- (ロ) 利用定員が6人の場合 333単位
- (ハ) 利用定員が7人の場合 286単位
- (ニ) 利用定員が8人の場合 250単位
- (ホ) 利用定員が9人の場合 222単位
- (ヘ) 利用定員が10人の場合 200単位
- (ロ) 利用定員が11人以上の場合 133単位

ロ 看護職員加配加算(四)

(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (2)又は(3)に該当する場合を除く。

- (イ) 利用定員が30人以下の場合 134単位
- (ロ) 利用定員が31人以上40人以下の場合 114単位
- (ハ) 利用定員が41人以上50人以下の場合 88単位
- (ニ) 利用定員が51人以上60人以下の場合 72単位
- (ホ) 利用定員が61人以上70人以下の場合 62単位
- (ヘ) 利用定員が71人以上80人以下の場合 54単位
- (ロ) 利用定員が81人以上の場合 48単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (イ) 利用定員が20人以下の場合 200単位
- (ロ) 利用定員が21人以上30人以下の場合 160単位
- (ハ) 利用定員が31人以上40人以下の場合 114単位
- (ニ) 利用定員が41人以上の場合 88単位

(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (イ) 利用定員が20人以下の場合 200単位
- (ロ) 利用定員が21人以上の場合 160単位

(4) 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (5)に該当する場合を除く。

- (イ) 利用定員が10人以下の場合 400単位
- (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 266単位
- (ハ) 利用定員が21人以上の場合 160単位

- (5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (一) 利用定員が5人の場合 800単位
  - (二) 利用定員が6人の場合 666単位
  - (三) 利用定員が7人の場合 572単位
  - (四) 利用定員が8人の場合 500単位
  - (五) 利用定員が9人の場合 444単位
  - (六) 利用定員が10人の場合 400単位
  - (七) 利用定員が11人以上の場合 266単位
- ハ 看護職員加配加算Ⅳ
  - (1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (2) に該当する場合を除く。)
    - (一) 利用定員が30人以下の場合 201単位
    - (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位
    - (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 132単位
    - (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 108単位
    - (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 93単位
    - (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 81単位
    - (七) 利用定員が81人以上の場合 72単位
  - (2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合
    - (一) 利用定員が20人以下の場合 300単位
    - (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 240単位
    - (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位
    - (四) 利用定員が41人以上の場合 132単位
- 11
  - (3) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
    - (一) 利用定員が10人以下の場合 600単位
    - (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 399単位
    - (三) 利用定員が21人以上の場合 240単位
- ハの共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位
  - ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位
  - ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

(新設)

2 家庭連携加算  
イ・ロ (略)

注 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2の第2項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2・3 (略)  
4 食事提供加算  
イ・ロ (略)

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算  
注 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)の規定により、通所利用者負担額合計額(指定通所基準第24条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算  
イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サーピス経験者(指定通所基準第5条第1項第1号に規定する障害福祉サーピス経験者をいう。以下この第1において同じ。)として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の85以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 家庭連携加算  
イ・ロ (略)

注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2の第2項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2・3 (略)  
4 食事提供加算  
イ・ロ (略)

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対する指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

注 指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の85以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合に、この場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 (略)

8 欠席時対応加算 94単位  
注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハ又はホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

9 特別支援加算 54単位  
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイ(1)、ロ(1)、ハ(1)、二(1)若しくはホ(1)若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

2 ロについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 (略)

8 欠席時対応加算 94単位  
注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

9 特別支援加算 25単位  
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

9の2 強度行動障害児支援加算  
 155単位  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する程度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

10 医療連携体制加算  
 イ～ニ (略)  
 1,000単位  
 ホ 医療連携体制加算Ⅳ  
 500単位  
 ハ 医療連携体制加算Ⅴ

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはハ又は1のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

6 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

10 医療連携体制加算  
 イ～ニ (略)  
 (新設)  
 (新設)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくはホを算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

11 送迎加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位  
ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注 1 (略)

1の2 イ及びロの注10を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、誘致吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 (略)

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算Ⅰ

ロ 関係機関連携加算Ⅱ

注 1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 (略)

12の3 保育・教育等移行支援加算

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

14 (略)

11 送迎加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位  
ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注 1 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

12 (略)

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算Ⅰ

ロ 関係機関連携加算Ⅱ

注 1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

(新設)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

14 (略)

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援支給付費 (1日につき)

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由 (法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由をいう。’)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。’)に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 386単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 498単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 335単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 447単位

注1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画 (同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に於じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 (略)

4 やむを得ず指定通所基準第44条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2~3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員 (直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士 (特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援支給付費 (1日につき)

イ 肢体不自由 (法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。’)に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 333単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 445単位

(新設)

(新設)

注1 (略)

2 医療型児童発達支援支給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画 (同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

2~3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日まで

の間、1日につき所定単位数を加算する。  
2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日まで

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員 (直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士 (特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指

定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）、うち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロ においては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

7 欠席時対応加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のロ又は二を算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算

54単位

注 (略)

8の2 (略)

8の3 保育職員加配加算

注1 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援支給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 医療型児童発達支援支給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

9 (略)

9の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他の関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）、うち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロ においては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

7 欠席時対応加算

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算

25単位

注 (略)

8の2 (略)

8の3 保育職員加配加算

注 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援支給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

9 (略)

9の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他の関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)



9の3 保育・教育等移行支援加算

500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所をする場合は、加算しない。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

(一) 利用定員が10人以下の場合

656単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

440単位

(三) 利用定員が21人以上の場合

331単位

(2) 区分1の2

(一) 利用定員が10人以下の場合

645単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

431単位

(三) 利用定員が21人以上の場合

324単位

(3) 区分2の1

(一) 利用定員が10人以下の場合

609単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

405単位

(三) 利用定員が21人以上の場合

304単位

(4) 区分2の2

(一) 利用定員が10人以下の場合

596単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

396単位

(三) 利用定員が21人以上の場合

297単位

(新設)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 授業の終了後に行う場合

(一) 利用定員が10人以下の場合

473単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

355単位

(三) 利用定員が21人以上の場合

276単位

(2) 休業日に行う場合

(一) 利用定員が10人以下の場合

611単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合

447単位

(三) 利用定員が21人以上の場合

359単位

(新設)

(新設)

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合

（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- ㊦ 利用定員が10人以下の場合 787単位
- ㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 529単位
- ㊨ 利用定員が21人以上の場合 410単位

(2) 区分2

- ㊦ 利用定員が10人以下の場合 726単位
- ㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 483単位
- ㊨ 利用定員が21人以上の場合 374単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- ㊦ 利用定員が5人の場合 1,744単位
- ㊧ 利用定員が6人の場合 1,458単位
- ㊨ 利用定員が7人の場合 1,255単位
- ㊩ 利用定員が8人の場合 1,101単位
- ㊪ 利用定員が9人の場合 982単位
- ㊫ 利用定員が10人の場合 887単位
- ㊬ 利用定員が11人以上の場合 681単位

(2) 休業日に行う場合

- ㊦ 利用定員が5人の場合 2,024単位
- ㊧ 利用定員が6人の場合 1,694単位
- ㊨ 利用定員が7人の場合 1,457単位
- ㊩ 利用定員が8人の場合 1,280単位
- ㊪ 利用定員が9人の場合 1,142単位
- ㊫ 利用定員が10人の場合 1,032単位
- ㊬ 利用定員が11人以上の場合 804単位

ニ 共生型放課後等デイサービス給付費

- (1) 授業の終了後に行う場合 427単位
- (2) 休業日に行う場合 351単位

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費

- (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(1)
  - ㊦ 授業の終了後に行う場合 530単位
  - ㊧ 休業日に行う場合 654単位
- (2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(2)
  - ㊦ 授業の終了後に行う場合 427単位
  - ㊧ 休業日に行う場合 351単位

注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基

（新設）

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 授業の終了後に行う場合
  - ㊦ 利用定員が5人の場合 1,329単位
  - ㊧ 利用定員が6人の場合 1,112単位
  - ㊨ 利用定員が7人の場合 958単位
  - ㊩ 利用定員が8人の場合 842単位
  - ㊪ 利用定員が9人の場合 751単位
  - ㊫ 利用定員が10人の場合 679単位
  - ㊬ 利用定員が11人以上の場合 577単位
- (2) 休業日に行う場合
  - ㊦ 利用定員が5人の場合 1,608単位
  - ㊧ 利用定員が6人の場合 1,347単位
  - ㊨ 利用定員が7人の場合 1,160単位
  - ㊩ 利用定員が8人の場合 1,020単位
  - ㊪ 利用定員が9人の場合 911単位
  - ㊫ 利用定員が10人の場合 824単位
  - ㊬ 利用定員が11人以上の場合 699単位

(新設)

（新設）

注1 イの(1)又はロの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

準第66条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)(イ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 ニの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ホの(1)(イ)及び(2)(イ)については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロ及びハの(2)については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ニの(2)については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ホの(1)(イ)及び(2)(イ)については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 イについては、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4 ロについては、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)(イ)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

2 イの(2)又はロの(2)については、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童(以下「就学児等」という。)に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

3 イの(1)については、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4 イの(2)については、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

- (1) (略)
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画（同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(3) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

6 ロ、ハの(2)、ニの(2)又はホの(1)(二)若しくは(2)(二)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所)の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものを用いる。が、別に厚生労働大臣が定める割合に乗じて得た数を算定する。

7 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) (略)
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画（同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95
- (新設)
- (新設)
- (新設)

6 イの(2)又はロの(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第86条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合は除く。）
  - (1) 利用定員が10人以下の場合 205単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 68単位
- ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合
  - (1) 利用定員が5人の場合 410単位
  - (2) 利用定員が6人の場合 342単位

8 常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語療法士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内に係る指定放課後等デイサービス事業所）又は当該事業実施区域内に係る指定放課後等デイサービス事業所において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注9において「児童指導員若しくは別職員（以下この注及び注9において「理学療法士等」という。））、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注9において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イの①又は②を算定する場合において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
    - ㊦ 利用定員が10人以下の場合 209単位
    - ㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
    - ㊨ 利用定員が21人以上の場合 84単位
  - (2) 児童指導員等を配置する場合
    - ㊦ 利用定員が10人以下の場合 155単位
    - ㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
    - ㊨ 利用定員が21人以上の場合 62単位
  - (3) その他の従業者を配置する場合
    - ㊦ 利用定員が10人以下の場合 91単位
    - ㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
    - ㊨ 利用定員が21人以上の場合 36単位
- ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
- (1) 理学療法士等を配置する場合
    - ㊦ 利用定員が5人の場合 418単位
    - ㊧ 利用定員が6人の場合 348単位
    - ㊨ 利用定員が7人の場合 299単位
    - ㊩ 利用定員が8人の場合 261単位
    - ㊪ 利用定員が9人の場合 232単位
    - ㊫ 利用定員が10人の場合 209単位
    - ㊬ 利用定員が11人以上の場合 139単位

- (3) 利用定員が7人の場合 293単位
- (4) 利用定員が8人の場合 256単位
- (5) 利用定員が9人の場合 228単位
- (6) 利用定員が10人の場合 205単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 102単位

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内に係る指定放課後等デイサービス事業所）又は当該事業実施区域内に係る指定放課後等デイサービス事業所において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合においては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

(新設)  
(新設)

- イ 児童指導員等を配置する場合
- (1) 利用定員が10人以下の場合 195単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 78単位
- ロ その他の従業者を配置する場合
- (1) 利用定員が10人以下の場合 183単位
  - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位
  - (3) 利用定員が21人以上の場合 73単位
- (新設)

(2) 児童指導員等を配置する場合

- (一) 利用定員が5人の場合
- (二) 利用定員が6人の場合
- (三) 利用定員が7人の場合
- (四) 利用定員が8人の場合
- (五) 利用定員が9人の場合
- (六) 利用定員が10人の場合
- (七) 利用定員が11人以上の場合

(3) その他の従業者を配置する場合

- (一) 利用定員が5人の場合
- (二) 利用定員が6人の場合
- (三) 利用定員が7人の場合
- (四) 利用定員が8人の場合
- (五) 利用定員が9人の場合
- (六) 利用定員が10人の場合
- (七) 利用定員が11人以上の場合

9 1のイの(1)若しくは(2)又はロの(1)を算定する指定放課後等デイサービス事業所であつて、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者及び注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合

- (1) 利用定員が10人以下の場合
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合
- (3) 利用定員が21人以上の場合

ロ 児童指導員等を配置する場合

- (1) 利用定員が10人以下の場合
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合
- (3) 利用定員が21人以上の場合

ハ その他の従業者を配置する場合

- (1) 利用定員が10人以下の場合
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合
- (3) 利用定員が21人以上の場合

309単位  
258単位  
221単位  
193単位  
172単位  
155単位  
103単位

182単位  
152単位  
130単位  
114単位  
101単位  
91単位  
61単位

(新設)

209単位  
139単位  
84単位

155単位  
103単位  
62単位

91単位  
61単位  
36単位

(新設)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(1)

(1) 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 (2)に該当する場合を除く。

- ㊦ 利用定員が10人以下の場合 200単位
- ㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 133単位
- ㊨ 利用定員が21人以上の場合 80単位

(2) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- ㊦ 利用定員が5人の場合 400単位
- ㊧ 利用定員が6人の場合 333単位
- ㊨ 利用定員が7人の場合 286単位
- ㊩ 利用定員が8人の場合 250単位
- ㊪ 利用定員が9人の場合 222単位
- ㊫ 利用定員が10人の場合 200単位
- ㊬ 利用定員が11人以上の場合 133単位

ロ 看護職員加配加算(1)

(1) 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 (2)に該当する場合を除く。

- ㊦ 利用定員が10人以下の場合 400単位
- ㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 266単位
- ㊨ 利用定員が21人以上の場合 160単位

(2) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- ㊦ 利用定員が5人の場合 800単位
- ㊧ 利用定員が6人の場合 666単位
- ㊨ 利用定員が7人の場合 572単位
- ㊩ 利用定員が8人の場合 500単位
- ㊪ 利用定員が9人の場合 444単位
- ㊫ 利用定員が10人の場合 400単位
- ㊬ 利用定員が11人以上の場合 286単位

ハ 看護職員加配加算(1)

障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- (1) 利用定員が10人以下の場合 600単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 399単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 240単位

(新設)

11 二の共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合

181単位

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合

103単位

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合

78単位

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行う場合、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行う場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行う場合、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算

注 指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

150単位



11. 二の共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合
  - 181単位
  - 103単位
  - 78単位
- ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合
- ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合

2 家庭連携加算  
イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3条において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問し、就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算  
35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算  
イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算  
150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担割合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

2 家庭連携加算  
イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3条において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算  
35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算  
イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算  
150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担割合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算  
イ～ハ (略)

注 1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者(同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する児童等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

5 福祉専門職員配置等加算  
イ～ハ (略)

注 1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者(同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する児童等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算

54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービス事業所を受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの1若しくはロの1若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

7の2 強度行動障害児童支援加算

155単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

8 医療連携体制加算

1,000単位

イ～ニ (略)

イ 医療連携体制加算(V)

500単位

ハ 医療連携体制加算(VI)

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはハ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

7 特別支援加算

25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

8 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

(新設)

(新設)

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のロを算定している場合は、算定しない。

(新設)



10の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をすることは、加算しない。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)が行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分(二及び三)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、1から10の2までにより算定した単位数の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合には、算定しない。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援支援助付費(1日につき)

988単位

注1 指定居宅訪問型児童発達支援事業所(指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定居宅訪問型児童発達支援(指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

3 居宅訪問型児童発達支援支援助付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(新設)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)が行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、1から10の2までにより算定した単位数の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合には、算定しない。

(新設)

(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画(同条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(イ) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(ロ) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員(指定通所基準第71条の8第1項第1号に規定する訪問支援員をいう。以下同じ。)が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位数を所定単位数から減算する。

2 通所施設移行支援加算 500単位

注 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業員が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から3までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から3までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

位 福祉・介護職員処遇改善加算(VI) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

5. 福祉・介護職員処遇改善特別加算  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の100分の11に相当する単位数を加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

第5 保育所等訪問支援 988単位

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

注 1 (略)

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(2) 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

(3) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

3 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合には、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

1の2 初回加算 200単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

1の3 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

第4 保育所等訪問支援 916単位

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

注 1 (略)

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき375単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(2) 同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

(新設)

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき68単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保育所等訪問支援を行った場合には、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)





(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	558単位
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	337単位
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	516単位
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	498単位
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	477単位
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	474単位
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	472単位
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	469単位
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	466単位
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	463単位
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	459単位
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	455単位
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	451単位
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	447単位
(21) 入所定員が191人以上の場合	444単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	787単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	718単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	682単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	652単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	622単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	592単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	1,047単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	830単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	761単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	830単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(3) 入所定員が10人の場合	761単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,397単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	830単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	761単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,142単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	756単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	540単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	959単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	756単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	532単位
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	514単位
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	496単位
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	480単位
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	461単位
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	459単位
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	458単位
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	456単位
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	454単位
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	452単位
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	448単位
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	445単位
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	441単位
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	438単位
(21) 入所定員が191人以上の場合	435単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	735単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	678単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	650単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	625単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	598単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	571単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	895単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	679単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	610単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	679単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(3) 入所定員が10人の場合	610単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,443単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	679単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	610単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,063単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	679単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	506単位
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,063単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	679単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
  - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484単位
  - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858単位
  - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731単位
  - (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 731単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731単位
  - (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)
    - 644単位
    - (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 599単位
    - (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 526単位
    - (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 507単位
    - (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 489単位
    - (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 470単位
    - (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 453単位
    - (15) 入所定員が91人以上の場合 435単位
- 二 主としてろうあ児 (強度の難聴児を含む。以下同じ。) に対し指定入所支援を行う場合
  - (1) 入所定員が5人の場合 1,047単位
  - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 826単位
  - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
    - (一) 入所定員が6人以上9人以下の場合 780単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 826単位
  - (3) 入所定員が10人の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 780単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,587単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 826単位
  - (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 583単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,134単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 752単位
  - (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 957単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 752単位
  - (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 481単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 811単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 727単位

- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
  - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 433単位
  - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 305単位
  - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
  - (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 404単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 679単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 679単位
  - (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)
    - 604単位
    - (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 559単位
    - (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 495単位
    - (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 481単位
    - (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 466単位
    - (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 450単位
    - (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 435単位
    - (15) 入所定員が91人以上の場合 419単位
- 二 主としてろうあ児 (強度の難聴児を含む。以下同じ。) に対し指定入所支援を行う場合
  - (1) 入所定員が5人の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 895単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675単位
  - (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 629単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675単位
  - (3) 入所定員が10人の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 629単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,433単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675単位
  - (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 507単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,055単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675単位
  - (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 467単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 879単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675単位
  - (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 430単位
    - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 769単位
    - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675単位



- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 18単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位
- (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
- (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
- (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
- (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
- (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9 単位
- (16) 入所定員が161人以上180人以下の場合 8 単位
- (17) 入所定員が181人以上の場合 7 単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 49単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 37単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 18単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が 5 人以上10人以下の場合 148単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 74単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 37単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 18単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 20単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 18単位

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

10 公認心理師を1人以上配属しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配属しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ（略）

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合         | 145単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合    | 96単位  |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合    | 58単位  |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合    | 41単位  |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合    | 32単位  |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合    | 26単位  |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合    | 22単位  |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合    | 19単位  |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合    | 17単位  |
| (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合  | 15単位  |
| (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 | 14単位  |
| (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 | 13単位  |
| (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 | 12単位  |
| (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 | 11単位  |
| (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 | 10単位  |
| (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 | 9単位   |
| (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 | 8単位   |
| (18) 入所定員が191人以上の場合       | 7単位   |
- ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合
- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 入所定員が40人以下の場合      | 36単位 |
| (2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 32単位 |
| (3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 26単位 |
| (4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 22単位 |
| (5) 入所定員が71人以上の場合      | 19単位 |
- ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合
- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合  | 145単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 96単位  |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 58単位  |

(新設)

10 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1人以上配属しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ（略）

(新設)

- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 41単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 15単位

二 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 29単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 19単位

(新設)

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法上、作業療法上、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位
- (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
- (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 16単位
- (十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合 14単位
- (十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位
- (十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合 11単位
- (十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合 9単位
- (十五) 入所定員が181人以上の場合 8単位

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が40人以下の場合 38単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (五) 入所定員が71人以上の場合 20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位
- (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
- (十) 入所定員が91人以上の場合 16単位

(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が50人以下の場合 30単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (四) 入所定員が71人以上の場合 20単位

ロ 児童指導員等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が10人以下の場合 112単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 75単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 45単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 32単位
- (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 25単位
- (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
- (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
- (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
- (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
- (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
- (十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合 10単位
- (十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
- (十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合 8単位
- (十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合 7単位
- (十五) 入所定員が181人以上の場合 6単位

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が40人以下の場合 28単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 25単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位

- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
- (五) 入所定員が71人以上の場合 15単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 112単位
  - (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 75単位
  - (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 45単位
  - (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 32単位
  - (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 25単位
  - (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
  - (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
  - (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
  - (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
  - (十) 入所定員が91人以上の場合 12単位
- (4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合
- (一) 入所定員が50人以下の場合 22単位
  - (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
  - (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
  - (四) 入所定員が71人以上の場合 15単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合）に相当する単位数の965に相当する単位数を加算する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- 2 (略)
- 3・4 (略)
- 5 福祉専門職員配置等加算  
イ～ハ（略）

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 17単位
- 15単位

- 112単位
- 75単位
- 45単位
- 32単位
- 25単位
- 20単位
- 17単位
- 15単位
- 13単位
- 12単位
- 22単位
- 20単位
- 17単位
- 15単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注6に規定する指定共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に同じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合）に相当する単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- 2 (略)
- 3・4 (略)
- 5 福祉専門職員配置等加算  
イ～ハ（略）

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。



2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えたと見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、加算しない。

7～9 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第2 医療型障害児入所施設

1 指定医療型障害児入所施設給付費(1日につき)

イ 指定医療型障害児入所施設の場合(ロに該当する場合を除く。)

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 349単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 173単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 909単位

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(2)において「児童指導員等」という。))として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えたと見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、加算しない。

7～9 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第2 医療型障害児入所施設

1 指定医療型障害児入所施設給付費(1日につき)

イ 指定医療型障害児入所施設の場合(ロに該当する場合を除く。)

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 323単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 148単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 880単位

□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合  
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

- ① 60日目まで 417単位
- ② 61日目以降90日目まで 381単位
- ③ 91日目以降180日目まで 349単位
- ④ 181日目以降 317単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

- ① 60日目まで 204単位
- ② 61日目以降90日目まで 188単位
- ③ 91日目以降180日目まで 173単位
- ④ 181日目以降 158単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- ① 60日目まで 1,095単位
- ② 61日目以降90日目まで 997単位
- ③ 91日目以降180日目まで 909単位
- ④ 181日目以降 820単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合 (二に該当する場合を除く。)

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 125単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 885単位

ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 151単位
- ① 60日目まで 137単位
- ② 61日目以降90日目まで 125単位
- ③ 91日目以降180日目まで 113単位
- ④ 181日目以降

(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- ① 60日目まで 1,071単位
- ② 61日目以降90日目まで 973単位
- ③ 91日目以降180日目まで 885単位
- ④ 181日目以降 796単位

注1・1の2 (略)  
2 (略)

(1) (略)

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- ① 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- ② 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合  
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

- (新設) 355単位
- ① 90日目まで 323単位
- ② 91日目以降180日目まで 291単位
- ③ 181日目以降

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

- (新設) 163単位
- ① 90日目まで 148単位
- ② 91日目以降180日目まで 133単位
- ③ 181日目以降

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- (新設) 968単位
- ① 90日目まで 880単位
- ② 91日目以降180日目まで 792単位
- ③ 181日目以降

ハ 指定発達支援医療機関の場合 (二に該当する場合を除く。)

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 124単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 880単位

ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 136単位
- (新設) 124単位
- ① 90日目まで 112単位
- ② 91日目以降180日目まで
- ③ 181日目以降

(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

- (新設) 968単位
- ① 90日目まで 880単位
- ② 91日目以降180日目まで 792単位
- ③ 181日目以降

注1・1の2 (略)  
2 (略)

(1) (略)

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

3 やむを得ず指定入所基準第41条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4～7 (略)

8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。))であるものを除く。注2において同じ。))のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合、算定しない。

(1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。3の2の注1において同じ。))又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4～7 (略)

(新設)

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。以下注2において同じ。))のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるもの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合、算定しない。

(1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は指導員であるものに限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

3の2 保育職員加配加算 20単位

注1 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 保育機能の充実を図るため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、1のロ又はニを算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

○ 国土交通省 国土政策局長 加藤 浩一

〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1 国土交通省 国土政策局長 加藤 浩一

電話 03-3508-1111

(新設)

4 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、1のロ又はニを算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

○ 国土交通省 国土政策局長 加藤 浩一  
 〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1 国土交通省 国土政策局長 加藤 浩一  
 電話 03-3508-1111

国土交通省 国土政策局長 加藤 浩一  
 〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1 国土交通省 国土政策局長 加藤 浩一  
 電話 03-3508-1111

別表	出	出	出
第1 地域移行支援			
1 地域移行支援サービスマニ			
イ 地域移行支援サービスマニ(新設)			2,323単位
ロ 地域移行支援サービスマニ(新設)			
注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定地域移行支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。)第2条第3項に規			